

資 料

ABA 依頼者保護基金模範規則・ ABA 信託口座貸越通知模範規則の試訳

石 田 京 子

【目次】

はじめに

I ABA 依頼者保護基金模範規則

II ABA 信託口座貸越通知模範規則

はじめに

弁護士人口の多いアメリカでは、詳細は州ごとに異なるものの、弁護士の非行から依頼者を保護するため、懲戒制度に加えて、保険では保護されないような弁護士の不誠実な行為による依頼者の被害を全額または一部弁済する基金の枠組みや、弁護士の信託口座が貸越状態となったときにこれを弁護士会当局に通知する制度など、多重的なかたちで諸制度が存在する。これらがどのような経緯で発展し、その現状がどのようなものであるかを知ることは、日本の弁護士に対する規律を検討する上でも有益であるが、その足掛かりとして、以下ではアメリカ法曹協会（American Bar Association, 以下 ABA）の定める依頼者保護制度の代表的な枠組みである、依頼者保護基金模範規則（Model Rules for Lawyers' Funds for Client Protection, 1989 年）と信託口座貸越通知模範規則（Model Rules for Trust Account Overdraft Notification, 1988 年）の試訳を行い⁽¹⁾、弁護士制度に関する比較法研究の資料を提供することとしたい。

(1) 原文は、以下の WEB サイトで参照可能である。http://www.americanbar.org/groups/professional_responsibility/resources/client_protection/contents.html (last visited January 7, 2014).

I ABA 依頼者保護基金模範規則

【解説】

弁護士の横領によって被害を受けた依頼者を救済する制度は、英連邦の国々において 20 世紀初頭に誕生したとされるが、アメリカにおいて依頼者保護のための基金が最初に設立されたのは、1959 年、ヴァーモント州においてであった⁽²⁾。ABA は同様の基金が全ての州で設立されることを奨励し、イリノイ州弁護士会、フィラデルフィア弁護士会がこれに続いた。1998 年までには、アメリカの全ての管轄区において依頼者保護基金が設置されるに至っている。

ABA では 1959 年に ABA 依頼者保護委員会 (ABA Standing Committee on Client Protection) を設立し、全米の州に対して、依頼者保護基金の設立、維持、ならびに改善を積極的に働きかけてきた。1970 年代の半ばには、依頼者保護基金の設置と運用にあたっての推奨ガイドライン (Suggested Guidelines for the Establishment and Operation of a Clients' Security Fund) を公表し、1979 年には弁護士の不正行為によって発生した損失の補償を行うための基本的な構造の成文化に取り組み始めている。1981 年、ABA は依頼者保証基金模範規則 (Model Rules for Client' Security Funds) を制定し、1989 年には本規則の名称を現在の依頼者保護基金模範規則 (Model Rules for Lawyers' Funds for Client Protection) に改めている。

また、ABA では各州における依頼者保護基金の運営の状況についても継続的な調査を行っている。2008 年から 2010 年までの実施状況について調査した最新の報告書⁽³⁾によると、今日、アメリカの全ての管轄区において、制定法ま

(2) アメリカにおける依頼者保護基金の歴史については、以下を参照。ABA Center for Professional Responsibility, A History of the Client Protection Rules, in COMPENDIUM OF CLIENT PROTECTION RULES (2011 ed.), xiv.

(3) American Bar Association, Standing Committee on Client Protection, 2008-2010 SURVEY OF LAWYERS' FUNDS FOR CLIENT PROTECTION (American Bar Association Center for Professional Responsibility Standing Committee on Client Protection) available at http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/professional_responsibility/2011_cpfundsurvey.authcheckdam.pdf (last visited January 8, 2014).

たは裁判所規則に基づく依頼者保護基金が設置され、保険では保護されないような弁護士の非行による依頼者の経済的損害の補償を行っている⁽⁴⁾。

【翻訳】

前文

依頼者保護基金模範規則は、依頼者保護基金の設立と運営の全国的な模範として資することを意図している。しかし、この規則が法律専門職の多様な構成の中で設立される個々の基金の全てのニーズに対応していることは期待できない。模範規則は、依頼者保護の目的を達成するために、基金の効果的な資金繰りと運営を行うための基準を設置することを目指している。弁護士の不誠実な行動によって被害を受けた依頼者に意味のある、迅速で費用のかからない償還を行うという、当初の規則⁽⁵⁾における基本的な目的と願望を受け継ぐものである。

高い倫理基準とその違反に対する厳格な懲戒上の制裁を設定するという法律専門職の最大限の努力にも関わらず、自己の依頼者から金銭を使い込む弁護士が存在することは事実である。典型的には、これらの弁護士はその被害者に賠償する資力を有していない。

全米における全ての弁護士会が、必要な償還を提供するための依頼者保護基金を設置することでこれに対応している。基金は、裁判所規則、制定法、または弁護士会の自発的行動によって創設された。強制加入型弁護士会(すなわち、州弁護士会への入会が法律事務を扱う資格として求められる)のある管轄区においては⁽⁶⁾、基金はその強制加入の弁護士会の一部をなしている場合があり、

(4) もっとも、ほとんどの州において賠償上限額が設定されており、必ずしも損失額全額を基金が補償しなければならないような制度とはなっていない。前掲注3報告書11頁参照。

(5) 依頼者保護基金模範規則の前身である、1981年に制定された依頼者保証基金模範規則(Model Rules for Clients' Security Funds)を意味する。

(6) 米国においては、弁護士の規律は州ごとに異なり、強制加入型の弁護士会を有していない州もある。2014年1月現在、強制加入型弁護士会を有している州は米国の50州のうち、32州あり、これに加えてワシントンDCにも強制加入型弁護士会がある。どの州が強制加入型弁護士会を有しているかは、以下のABAのWEBサイトで参照可能である。http://www.americanbar.org/groups/bar_services/resources/state_local_bar_associations.html (last visited January 8, 2014).

専門職責任に関する様々な機能（例えば、弁護士を規律する制度の運営など）を果たしている。

基金の資金繰りは、強制的な徴収、立法による予算の割り当て、任意の寄付金を含む、様々な財源によって賄うことができる。裁判所規則による強制的な徴収は、継続的な財源と人員の確保のために望ましい方法であることが証明されている。強制的な徴収は、確実に予測可能な収入源となるため、このような収入を基礎とした基金が奨励される。基金はこの財源を用いることによって、損失を十分に償還し、情報公開、継続的法教育や関連する活動に従事することができるのである。任意の寄付金は最も貧弱な財源である。何故なら、それは基金の大規模で基礎的、かつ永続的な収入とはならないからである。

第 1 条 目的と範囲 (Purpose and scope)

- A. 依頼者保護基金は司法運営における国民の信頼を高め、弁護士依頼者関係またはその他の弁護士と請求者との間の信認関係の過程において生じた、本裁判所管轄区において法律事務を行うことを認められた弁護士その他の者の不誠実な行動による損失を賠償することによって、法律専門職の高潔性を促進することにある。
- B. 本規則において、弁護士には以下の者を含む。
 - (1) その弁護士の行為がどこで行われたかに関わらず、本管轄区において法律事務を行う許可を得た者。
 - (2) 社内弁護士として認められた者。
 - (3) 一回限りの実務を認められた者。
 - (4) 外国法コンサルタントとして認められた者。
 - (5) 米国管轄区外においてのみ法曹資格を有するが、本管轄区内において法実務を行うことを認められた者。
 - (6) 不誠実な行為が生じた際に、依頼者が法律事務を行う資格を有する者と合理的に信じた、最近業務停止または退会命令を受けた者。
- C. 全ての弁護士は、他の弁護士の不誠実な行為の結果として金銭または財産を失った人に対し補償を行うための弁護士会の集団的な努力に参加する、国民に対する義務を負っている。依頼者保護基金への寄与は、この目的を達成するための容認可能な手段である。

第 2 条 設立 (Establishment)

1. 本州において法律事務を行うことを認められた弁護士による不誠実な行為によって生じた損失について、請求者に対し賠償を行うための依頼者保護基金（以下、「本基金」）を設立する。
2. 本管轄区の最高裁判所の監督の下に、資金として割り当てられる金銭についてこれを受領し、維持し、管理し、本基金からの賠償を行う、依頼者保護基金理事会（以下、「理事会」）を設立する。
3. 本規則は、**日以降に理事会に申し立てられた請求について有効であり、それ以前に生じた不誠実な行為の結果生じた損失についての請求は支払われない。

第3条 資金調達 (Funding)

1. 裁判所は、請求への適切な支払いおよび本基金運営の費用に十分な金額についての、本管轄区において法律事務を行うことを認められ資格を有する弁護士による資金調達について規定する。
2. 割り当てられた金額についての弁護士の不払いは、支払が行われるまで、業務を停止する事由となる。

第4条 基金 (Fund)

本基金の全ての金銭および他の資産は、信託を形成し、理事会の指示の下、本基金の名義によって維持される。

第5条 理事会の構成および委員 (Composition and offices of the board)

1. 理事会は、以下に定められる最初の任期について、裁判所に指名される5名の弁護士と2名の非弁護士によって構成される。
 1. 1年任期の2名の弁護士
 2. 2年任期の1名の非弁護士
 3. 2年任期の2名の弁護士
 4. 3年任期の1名の非弁護士
 5. 3年任期の1名の弁護士その後の指名については、1期3年とする。裁判所は、理事として留任できる回数について限定することができる。
2. 理事は無報酬とする。ただし、その職務遂行のために発生した実際に必要な支出については償還を受ける。

3. 欠員が出た場合には、その残りの任期について裁判所に指名された者によって埋めることとする。
4. 理事会は、議長、書記、財務係その他の理事会が適切と判断する委員について選出する。
5. 財務係は理事会の判断する方針と金額に拘束される。

第 6 条 理事会 (Board meetings)

1. 理事会は、基金に関する業務を行い、請求を適時に処理するために必要な頻度で会合を行う。
2. 議長は合理的な時期または少なくとも 2 名の理事の求めによって、会議を招集する。
3. 理事会の定足数は理事 4 名とする。提案は 4 名の理事の賛成票によって可決する。
4. 理事会の議事録は、書記によって作成され恒久的に保持されなければならない。

第 7 条 理事会の義務および責任 (Duties and responsibilities of the board)

本理事会は、以下の義務および責任を負う。

1. 請求の受領、評価、判断、および支払い。
2. 本規則と矛盾しない手続規定の策定。
3. 損失の支払いのために現在必要でない資金の部分について、慎重に投資を行い、十分な引当金を適切に維持すること。
4. 裁判所に対し最低年 1 回の十分な報告を行い必要に応じてその他の報告を行うこと。
5. 請求者となる可能性のある者、国民および弁護士会に対し、その活動を広報すること。
6. 本理事会の効果的かつ効率的な機能の履行を確実にする十分なスタッフを雇用すること。
7. コンサルタント、事務員、調査員、保険計理士、代理人、法律専門家および他の者を必要に応じて雇用し報酬を与えること。
8. 本基金が権利を有する返還請求権について請求を行うこと。
9. 依頼者保護および弁護士による不誠実な行為の防止のための研究およびプログラムに従事すること。

10. 弁護士懲戒当局および本基金との間の効果的なコミュニケーションを促進すること。
11. 本基金の目的を満たし効果的な運営を行うために必要または適切なその他の全ての行為を行うこと。

第8条 利益相反 (Conflict of interest)

1. 請求者または請求の対象となっている弁護士と弁護士依頼者関係または金銭的関係を有したことがある理事は、当該請求者または弁護士に関わる請求の調査または判断に関与してはならない。
2. 前項に規定された場合以外で、請求者またはその行動が請求の対象となっている弁護士と過去または現在の関係を有する理事、またはその他の利益相反の可能性を有する理事は、理事会に対しそのような関係について開示しなければならず、理事会が適切とみなす場合には、当該理事はその請求に関連したいかなる手続にも関与してはならない。

第9条 免責 (Immunity)

理事会の理事、被雇用者、および代理人は、その職務の過程におけるすべての行動について、民事上の責任から完全に免責される。請求者及び請求者を援助する弁護士についても、本基金との全てのコミュニケーションについて、完全な免責が適用される。

第10条 適格な請求 (Eligible claims)

- A. 損失は、弁護士の不誠実な行為によって生じなければならず、弁護士依頼者関係または弁護士と請求者との間の信認関係によって生じたものでなければならない。
- B. 弁護士の不誠実な行為を知った時または知り得た時から、5年以内に請求をしなければならない。
- C. 本規則において用いられるように、「不誠実な行為 (dishonest conduct)」とは、以下を含み、ただしこれには限定されない、金銭の窃盗または横領、もしくは金銭、財産またはその他の価値ある物の不正な取得または転換の性質を帯びたものを意味する。
 - (1) [ABA 弁護士職務模範規則第1.16条]の規定に従って事前に受領した不労の報酬 (unearned fees) について返金を行わないこと。

- (2) 返金する意図なく、または弁護士の返金能力が無いこともしくは容易に予測できた将来の返金能力の無さを無視して、依頼者から金銭を借りること。
- D. 本規則の E の規定される場合を除いて、以下の損失は補填されない。
- (1) 損失を与えた弁護士の、配偶者、子ども、親、祖父母、兄弟、パートナー、アシエイトおよび従業員について生じた損失。
- (2) 保証契約または保険契約によって補填される範囲における損失。
- (3) 「銀行包括保証」または類似の保証契約によって回復が可能な金融機関における損失。
- (4) 弁護士によって支配される企業体において生じた損失。
- (5) 政府機関において生じた損失。
- (6) 企業または個人の投資からの損失であって、弁護士依頼者関係の過程で生じたものでないもの。
- (7) 利息における損失や、損失の回復を求めるために生じた弁護士報酬その他の費用などの、付随的結果的損失。
- E. 本基金からの支払いが適切であるか、または他の基金からの支払いが適切であるかを判断するにあたり、本理事会は以下の要因を検討しなければならない。
- (1) 当該弁護士が年間割当金を支払うことを求められているか、弁護士会によって当該弁護士のために基金への引き当てのある基金。
- (2) 当該弁護士の居住地
- (3) 依頼者の居住地。
- (4) 当該弁護士の住居。
- (5) 各管轄区において当該弁護士が何年資格を有しているか。
- (6) 当該弁護士の主たる事務所および他の事務所の場所。
- (7) 弁護士依頼者関係が発生した場所。
- (8) 法律サービスが提供されている主な場所。
- (9) 法律サービスが提供された際に、当該弁護士が権限なき法律事務の取り扱いを行っていたか。
- (10) その他の重要な接点。
- F. 本理事会は、他の管轄区における基金との間で、両基金において請求することができる請求を有する請求者に生じた損失の一部について賠償する合意を行うことができる。その様な合意を締結する前に、本理事会は他の基

金の賠償支払い規定について検討を行うことができる。

- G. 極度の困難または特別かつ非日常的状況においては、本理事会は、その裁量で、かつ本基金の目的と合致した範囲において、本規則においてそうでなければ排除される請求について認めることができる。
- H. 不当利得が生じる場合または請求者が非合理的にまたは意図的に損失に加担していた場合には、本委員会はその裁量において請求を却下することができる。

第 11 条 請求者についての手続および責任

(Procedures and responsibilities for claimants)

1. 理事会は、補償請求のための書式を準備し、これを承認する。
2. 書式は、請求者から、虚偽の場合には偽証罪に問われることを条件として提供される、最低限以下の情報を含んでいなければならない。
 - (1) 請求者の氏名住所、自宅及び職場の住所、職業、雇用者、および社会保障番号。
 - (2) 請求者の金銭又は財産を不誠実なかたちで取得したと申し立てられている弁護士の名住所、電話番号、および請求者が当該弁護士に対して有するあらゆる親族上またはビジネス上の関係。
 - (3) 当該弁護士が請求者に対して履行することとなっていた法的または信認関係上のサービス。
 - (4) 当該弁護士に対して支払った金額。
 - (5) 本請求に関連するあらゆる書面による合意書のコピー。
 - (6) 小切手、郵便為替、領収書その他支払いを証明するもののコピー。
 - (7) 請求者の損失の形態（金銭、証券、またはその他の財産など）。
 - (8) 損失の金額および損失が生じた日付。
 - (9) 請求者が損失を発見した日付およびどのようにして当該損失を発見したか。
 - (10) 弁護士の不誠実な行為および当該損失について知っている者の氏名及び住所。
 - (11) 請求者が他者（地区検事長、警察、懲戒機関、その他の者または機関など）に対し、当該損失を既に通報している場合には、通報先の名前およびそのような行動をとった際に提出したあらゆる苦情書および記述のコピー。

- (12) 保険, 身元保証合意, または保証合意などを含む, 当該損失を補填できるものがある場合には, その補填元。
 - (13) 当該弁護士またはその他のルートから直接当該損失を回復するために既に行われた手段の説明。
 - (14) 請求者が当該請求の一部について, 過去または将来において補償を受けることのできる事情 (受領する金額およびその財源を含む)。これには, 請求の継続中に請求者がいかなる補償を受領した際にも, これを理事会に通知することに請求者が合意する陳述書を付すものとする。
 - (15) 当該請求につき, 本基金による検討が重要であると考えられる事実の存在。
 - (16) 本基金について請求者が知った手段。
 - (17) 請求者の現在の弁護士の氏名, 住所及び電話番号。
 - (18) 当該請求に関連して, または第 16 条に求められるように, 当該請求に含まれる代位条項および譲渡条項にしたがって理事会の名義によって提起されるかもしれない民事訴訟について, 理事会に協力する旨の請求者の合意書。
 - (19) 請求者が後に他の財源から補償を受けた場合には本基金に払い戻しを行う旨の請求者の合意書。
 - (20) 請求者が補償の申し立てを既に行ったか, これから行うことを予定している他の州の基金がある場合には, その名前と住所, および申請書のコピー。
 - (21) 補償が行われる場合には, 請求の性質と補償金額に関する適切な情報を公表することについて, 請求者が合意する旨の陳述書。
3. 請求者は, 請求書式に記入し, 補償可能な損失についての十分な証拠を提出する責任を有する。
 4. 請求は, 理事会の規定によって指定される方法と場所において, 理事会に対し行われなければならない。

第 12 条 請求の処理 (Processing claims)

1. 第 10 条に基づき請求が補償されないものである場合には, 当該請求者は, 補償が不可能であるであろう事由と, 当該請求につき請求が可能であることを示す追加的証拠が本基金に対し提出されない限りは当該請求申立

は終結となることについて説明を受ける。

2. 請求において主張されるものと同一の不誠実な行為について弁護士が懲戒命令を受けたこと、またはこれについての民事上もしくは刑事上の責任を課す終局判決は、当該弁護士がそのような不誠実な行為を行ったことの証拠となる。
3. 弁護士懲戒機関は、当該請求について速やかに通知を受け、理事会に対し本事案の調査報告書を提供しなければならない。弁護士懲戒機関は、請求の調査期間中、本基金の代理人が当該記録にアクセスすることを認めなければならない。理事会は、当該調査が完全なものであるかどうかを評価し、理事会が追加的な調査を行うべきか、または当該請求において申し立てられているものと同一の行為に関する継続中の懲戒調査もしくは懲戒手続を待つべきか、判断しなければならない。
4. 理事会は、それが適切と判断する場合には、独自の調査を行うことができる。
5. 請求を受けた弁護士は、当該請求について通知を受け、対応の機会を与えられなければならない。当該弁護士、または当該弁護士の代理人に対して、請求申し立てのコピーが提供されなければならない。当該弁護士またはその代理人は、20日以内に反論しなければならない。
6. 理事会は、記録の作成にあたり、証言を求めることができる。申し立てがあれば、請求者または弁護士、もしくはその代理人は、審問の機会を与えられる。
7. 理事会は、請求を判断するにあたり、不誠実な行為について認定をすることができる。そのような判断は、懲戒目的のための不誠実な行為の認定とはならない。
8. 請求に関する記録が完成すると、すべての入手可能な証拠を基礎として当該請求について判断がなされ、請求者および弁護士に対し、理事会の判断とその理由が通知される。請求の承認または却下は、少なくとも4名の理事の賛成票によってなされる。
9. 請求についてのいかなる手続も、証拠法、手続法、および証人に関する専門的な規定に則って行われる必要はない。裁判所手続において異議申し立てにより証拠能力を認めることが不適切となる可能性のあるコモンロー上または制定法上のルールが存在していたとしても、合理的な人が深刻な場面における行為として信用するような種類の証拠である場合に

は、関連証拠は認められる。請求者は、当該請求を支持する関連証拠を提供する義務がある。

10. 理事会は、支払いの順序及び方法を判断し、すべての承認された請求について支払いを行う。ただし、理事会が別段の指示を行わない限り、請求において申し立てられているものと同一の行為に関連した懲戒手続が継続中である間は、いかなる請求の承認も行ってはならない。

第 13 条 再検討の要求 (Request for reconsideration)

請求者または被請求弁護士 (respondent) は、請求額の否定または決定から 30 日以内に書面により再検討を求めることができる。請求者または被請求弁護士がそのような要求を怠った場合、または当該要求が却下された場合には、理事会の決定が最終的なものであり、さらなる権利または不服申し立ては存在しない。

第 14 条 補償のための請求の支払い (Payment of claims for reimbursement)

1. 本理事会は、本基金から支払うことのできる賠償の最高額において適時定めることができる。
2. 賠償額の支払いは、本理事会が適切と考える金額および時期において行われ、一括払いまたは分割払いで行うことができる。
3. 請求者が未成年または行為無能力者である場合、賠償は請求者のために賠償を受け取る権限のある者または主体に対して行うことができる。

第 15 条 基金からの補償は裁量による

(Reimbursement from the fund is discretionary)

本基金から賠償を受ける法的権利はいかなる者も有しない。本理事会の決定に対する不服申し立ては認められない。

第 16 条 賠償および代位 (Restitution and subrogation)

1. 不誠実な行為によって請求者への補償を生じさせた弁護士は、本基金への賠償責任を負う。本理事会は、その義務を強制するために望ましいと判断する場合には、訴訟を提起することができる。
2. 不誠実な行為によって請求者への補償を生じさせた弁護士は、本基金に対し、利息および当該請求手続において本基金に生じた支出を含む賠償

を行わなければならない。返還のための十分な調整を当該弁護士が行わないことは、業務停止、退会命令または資格復帰申し立ての却下の事由となる。

3. 補償の条件として、かつ本基金が補償を行った範囲において、請求者は本基金に対し、当該請求者の当該弁護士、当該弁護士の代理人、その遺産もしくは譲受人に対する請求者の権利、および請求者の損失について責任を負う可能性のある第三者もしくは法的主体に対する請求者の権利を移転することが求められる。
4. 本基金が請求の代位者または譲受人として訴訟を開始する際には、本基金は請求者に対し、補償を受けられなかった損失について回収するために当該訴訟に参加することができる旨の助言を与えなければならない。
5. 請求者が当該弁護士または請求者の損失について責任を負っている可能性のあるその他の法的主体に対して、補償を受けられなかった損失について回収するための訴訟を提起する場合には、請求者は当該訴訟について理事会に通知しなければならない。
6. 請求者は、理事会が本基金への返還のために行う取り組みに対し全力で協力し、請求者が後に他の財源から補償を受け、これにより本基金からの支払いが実際に横領された額を上回った場合にはその差額について本基金に払い戻しをしなければならない。

第 17 条 司法上の救済 (Judicial relief)

1. 本基金は、以下の場合には、請求者または本基金の利益を保護するために、適切な裁判所に対し救済の申し立てを行うことができる。
 - (1) 依頼者の資産が横領または損失の危機にあるか、または請求者もしくは本基金の返還または代位の権利を保護するため。
 - (2) 弁護士懲戒機関が管轄権の行使を怠った場合。
2. 上記のそのような手続における裁判所の管轄は、懲戒された、不明の、無能力となった、または死亡した弁護士の資産および業務の保全するための管理上の受取人を指名し補償する権限を含む。

第 18 条 守秘義務 (Confidentiality)

1. 法に別段の定めのある場合でない限り、次項で規定される場合を除いて、補償請求に関わる請求、手続および報告書は理事会が請求者への補償を

許可するまでは秘匿される。補償のための支払いが行われた後、理事会は請求の性質、補償額、弁護士使命感を公表する。請求者から個別の許可を得ている場合を除いて、請求者の名前と住所は公表されない。

2. 本規定は、弁護士懲戒機関もしくは理事会の認める他の法執行機関による関連する情報へのアクセスや、弁護士または当事者の個人情報明らかにしない統計情報の公開、または第 16 条に基づく基金の代位権を追求するために必要な情報の利用を妨げるような解釈をしてはならない。

第 19 条 請求者の代理に関する対価

(Compensation for representing claimants)

理事会によって承認を得た場合を除き、いかなる弁護士も請求申し立てを行う者を援助することについて支払いを受領してはならない。

II ABA 信託口座貸越通知模範規則

【解説】

ABA 弁護士職務模範規則 (Model Rules of Professional Conduct) では、弁護士は依頼者の財産を自らの財産と分離して保管すべきことが規定されており⁽⁷⁾、通常州の倫理規則においてもこれにならった規定が置かれている。米国では一般に、弁護士は依頼者からの預り金を自己の預金口座とは別の信託口座に預けて管理する。この口座が貸越となった場合に、銀行が懲戒機関等に直接通知を行い、これによって弁護士の非行を早い段階で把握し、依頼者の金銭的損失の拡大を防止するのがこの貸越通知制度のねらいである。ABA では、信託口座貸越通知模範規則を 1988 年に制定した。ABA の 2011 年の調査によると、42 の州において貸越通知制度が実施されている⁽⁸⁾。

(7) Rule 1.15 of the ABA Model Rules for Professional Conduct (1983); § 44 of the Restatement (Third) of The Law Governing Lawyers.

(8) ABA Center for Professional Responsibility, Standing Committee on Client Protection, Jurisdictions with Trust Account Overdraft Notification Rules, available at http://www.americanbar.org/content/dam/aba/migrated/cpr/clientpro/trust_chart.authcheckdam.pdf (last visited January 9, 2014).

【翻訳】

前文

弁護士の基本的な信認義務としての依頼者の財産を保管する行為基準について、専門職倫理規則がこれを義務付け、弁護士懲戒制度がこれを強制している。依頼者の信託口座の預金が不十分であることによる為替手形の不渡りは、弁護士が依頼者に損害を与えるような行為に従事していることの「早期の警告」である。貸越通知プログラムは、国の全域で弁護士による横領の規模を大幅に縮小させる可能性がある。弁護士が信託口座を有する金融機関に対して、最高裁判所または弁護士懲戒機関に貸越の事実の通知を要請することによって、大規模な損失が起り多くの依頼者が損害を被る前に、適切な懲戒当局が介入することが可能になる。この規則はまた、弁護士の非行が深刻な制裁を課さなければならぬ程甚大になる前に、当局が誤った行動を採る弁護士に対して矯正的な行動を起こすように助言することも可能とする。金融機関による参加は、金融機関が弁護士信託口座を維持する継続的な資格を得るための前提条件である。通知を与える費用は、貸越を発生させた弁護士に請求することができる。効果的な貸越通知プログラムは、依頼者と、依頼者保護基金の双方の資金の相当の節約になるであろう。

第1条 明確に特定される信託口座開設**(Clearly Identified Trust Account Required)**

この管轄区において法律事務を行う弁護士は、「信託」または「エスクロー」口座として明確に特定できる、本規則において「信託口座」と呼ばれる口座に、[ABA 弁護士職務模範規則 1.15 (a)] に従い全ての資金をこの管轄区内で預金しなければならず預金する機関に対して、そのような口座の目的と同一性について知らせるために必要な全ての手段をとらなければならない。預金される基金には、管財人、代理人、後見人、遺言執行者またはその他に関わらず、代理に関連して信認上の立場によって維持している資金を含む。弁護士信託口座は、本管轄区における最高裁判所または州の弁護士懲戒機関によって承認を受けた金融機関においてのみ、開設することが認められる。

第2条 貸越に関する通知の合意**(Overdraft Notification Agreement Required)**

金融機関は、その管轄区の最高裁判所またはその州の弁護士懲戒機関に対して、これらのいずれかから提供される書式によって、手形が引き受けられたかどうかに関わらず、不十分な資金しかない弁護士の信託口座に適切に支払うことのできる手形が提示された場合に懲戒機関へ通告することの合意を提出したときに、弁護士信託口座の受託者として承認される。裁判所または懲戒機関は、金融機関に対する承認および承認の中断において適用される規則を制定しなければならない。承認された金融機関のリストを毎年公表しなければならない。

そのような通告を行うことに合意をしないいかなる金融機関も、弁護士信託口座を保持してはならない。そのような合意は、金融機関の全ての支店にも適用され、裁判所または懲戒機関に対し書面により [30 日] 前の通知を行わない限り、取り消しできない。

第 3 条 貸越の通告 (Overdraft Reports)

貸越通知の合意は、金融機関による全ての通告が以下の形式であることを規定しなければならない。

- (1) 不渡りとなった手形については、通告は、預金者に対し習慣的に送付される貸越通知と同一のものでなければならない。かつ、通常預金者に対してそのようなコピーが提供される場合には、不渡り手形のコピーを含んでいなければならない。
- (2) 不十分な資金に対し提示された手形であるがその手形が引き受けられた場合については、通告は、それによって作られた貸越の金額に加えて、金融機関、弁護士または法律事務所、口座番号、支払いのために手形が提示された期日、支払われた期日を明らかにしなければならない。

そのような通告は、不渡りの通知と同時に、かつこれを規律する法によって定められる期限内に行われなければならない。不十分な資金に対し提示された手形が引き受けられた場合には、通告は、そのような資金に対する支払いの提示の日から [5] 営業日以内に行われなければならない。

第 4 条 弁護士による同意 (Consent by Lawyers)

この管轄区において法律事務を行うか、法律事務を行うことを認められた全ての弁護士は、その条件として、本規則において求められる報告の要請および資料提供の要請に応じることに包括的に同意したものと見なされる。

第5条 費用 (Costs)

本規則は、金融機関が特定の弁護士または法律事務所に対して、本規則によって求められる報告および記録の提出にかかる合理的な費用について請求することを何ら妨げるものではない。

第6条 定義 (Definitions)

「金融機関」とは、銀行、貯蓄貸付組合、信用金庫、貯蓄銀行および弁護士によって預けられる預金を受け入れるあらゆる事業および人を含む。

「適切に支払うことができる (property payable)」とは、通常取引過程において提示されたならば、この管轄区の法に基づいて、支払いを求める様式の手形であることを意味する。

「不渡り通知 (Notice of dishonor)」とは、金融機関がこの管轄区の法に基づいて、当該金融機関において不渡りとなった手形の提示について求められる通知を意味する。